

特定健診・特定保健指導システム改修業務仕様書

1 本調達（システム改修）の背景と目的

札幌市（以下「委託者」という。）の特定健診・特定保健指導システム（以下「本システム」という。）は、特定健診・特定保健指導及び後期高齢者健診事業に係る事務処理を行うためのシステムである。

本システムは、株式会社両備システムズ製の「地域健康支援システム健康かるて」（一部、本市独自のカスタマイズを加えたもの）で運用している。

本調達は、年次受診券作成処理期間中に、世帯異動により自己負担額が変更となった者に対し、変更後の自己負担額を反映した受診券を発行する機能及び後期高齢者健診受診者から課税区分変更者を抽出する機能を追加することで、事務処理の適正化・効率化を図ることが目的である。

2 本調達における業務の実施内容

(1) 世帯異動者の受診券発行対応

年次受診券の処理期間中（例年 2 月 1 日から 4 月 1 日を想定）に世帯異動があった者について、異動後の世帯を基準に課税区分を再判定し、自己負担額を再確定すること。

また、再判定の結果、自己負担額が変更となる場合には、月次受診券の処理で、変更後の自己負担額が反映された受診券を発行すること。

(2) 後期高齢者健診受診者の課税区分変更者抽出対応

北海道国民健康保険団体連合会から提供される、後期高齢者健診受診者が支払った自己負担金のデータを取り込めるようにすること。

また、後期高齢者健診受診後に課税区分の変更が判明したことにより、受診時に支払った自己負担金と、本来支払うべき金額が一致しない者を抽出できるようにすること。

3 調達期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

4 スケジュール（予定）

工程	時期
システム開発（設計、開発）	令和3年12月
システム開発（テスト）	令和4年1月
受け入れテスト	令和4年2月
本番運用開始	令和4年3月

5 委託業務に関する要件

(1) 設計・開発要件

① 設計・開発実施計画の作成

受託者は設計・開発実施体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、開発環境、開発方法、開発ツール等に関する設計・開発実施計画を作成の上、設計・開発を実施すること。

② 開発環境

本調達におけるアプリケーションの開発に必要な開発環境は受託者が整備すること。開発用ハードウェア及びソフトウェアの賃貸借（又は買取）及び保守は受託者が負担すること。

③ 開発方法

本調達の納期や品質を適切に確保するため、本システムの特性等に応じた開発手法及びプロジェクト管理手法に基づき開発を行うこと。

(2) テスト要件

① テスト実施計画の作成

受託者はテスト体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、テスト環境、テストツール、テスト項目、合否判定基準などに関するテスト実施計画を作成の上、テストを実施すること。

② テスト環境

単体テスト及び結合テストについては、開発環境においてテストを実施すること。

総合テストについては、検証環境及び本番環境において実施すること。

受入テストについては、本番環境において実施すること。

③ テスト方法

単体テスト、結合テスト、総合テスト及び受入テストにおけるテスト実施方法を以下に示す。

テスト工程	実施主体		テスト内容
	委託者	受託者	
単体テスト	監理	実施	作成したプログラムを対象としたテストを行う。
結合テスト	監理	実施	プログラム間のテストを行う。
総合テスト	監理	実施	システム機能全体のテスト（機能、性能、セキュリティ及び運用）を行う。
受入テスト	実施	支援	総合テストのテスト項目の一部を委託者が実施する。

④ テストデータ

実在のデータ、または本システムのデータの特徴を踏まえた擬似データを作成し、各テストに使用すること。

⑤ 受入テストの支援

受入テストの実施支援（テストへの立会い、操作補助）を行うこと。

(3) 移行要件

① 移行実施計画の作成

受託者は、移行実施体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、移行環境、移行方法、移行ツール等に関する移行実施計画を作成の上、システム移行を実施すること。

② 移行環境

システム移行時には、本システムの運用を停止する。

③ 移行方法

ア 移行データの調査（本システムのファイル・データレイアウトの調査、外字利用の調査、不備データの調査など）を行うこと。

イ 移行データの整備（不備データの訂正、次期システムで追加されるデータ項目への値設定など）を行うこと。

ウ 必要に応じて、移行プログラムの開発を行うこと。

エ 移行リハーサル（移行データの検証、移行時間の測定など）の実施後、移行を行い、移行結果の検証を行うこと。

オ 移行においては、本システムのファイル・データレイアウトなどの情報を受託者に提供する。

(4) その他の作業要件

① 作業場所

設計などの打合せやレビュー、進捗会議などについては、原則として、委託者の会議室等で実施すること。

システムの設計・開発等の作業については、原則として、受託者の事業所内で実施すること。

本システムの本番環境のサーバは菊水分庁舎内に設置している。本番環境における総合テスト、受入テスト支援及び試験運用の作業場所については、本庁舎内に用意する。なお、当該作業場所に物品などを設置する場合は、委託者との協議を行うこと。

② 本調達に必要な設備及び消耗品などの負担

本調達に使用する設備及び消耗品などのうち、委託者が準備及び負担するものを以下に示す。

- ・本システムの検証環境及び本番環境
- ・委託者の提供する会議室や電気料金など

上記以外の本調達に必要な設備及び消耗品は受託者が負担すること。

③ 会議体

ア 報告会

適宜、作業状況を報告すること。

イ 臨時報告会

緊急を要する報告に関しては必要に応じて実施すること。

ウ レビュー

設計、開発及びテストの各工程において、受託者の社内で適正なレビューを実施するとともに、委託者のレビューを受けること。

エ 会議の進行、議事録の作成及び懸案事項などの管理

各報告会及びレビューなどの会議の進行、議事録の作成及び懸案事項などの管理は受託者が行うこと。

④ 作業実施体制

本調達の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者を置くこと。

本調達を円滑に遂行させることが可能な能力のある担当者を配置すること。プロジェクト責任者及び担当者の責任及び権限を明確にすること。

通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。

6 成果物

(1) 成果物一覧

① プログラム及びモジュールなど

本調達において作成したプログラム及びモジュールなどを納入すること。また、それらのソースコードを納入すること。

② 設計図書など

以下の設計図書等の文書又は同等のものを作成し、納入すること。

資料名	内容
プロジェクト 実施計画書	以下の内容を含む、本調達の実施計画について記載したもの。 <ul style="list-style-type: none">・プロジェクト概要・スケジュール・プロジェクト体制・プロジェクト管理ルール
要件定義書	本システムの仕様について、フィット&ギャップ分析等を踏まえ、確定させたもの。
基本設計書	以下について、本調達において新たに作成されたもの。 <ul style="list-style-type: none">・システム機能設計、データベース論理設計、ファイル論理設計、コード設計、画面設計、帳票設計、システムメッセージ設計、外部インターフェース論理設計、システム性能設計、セキュリティ設計 など
詳細設計書	以下について、本調達において新たに作成されたもの。 <ul style="list-style-type: none">・システム機能詳細設計、データベース物理設計、ファイル物理設計、画面詳細設計、帳票詳細設計、システムメッセージ一覧、システム構成(物理モデル)、ネットワーク構成(物理モデル)、外部インターフェース設計(物理モデル)、システム性能設計、セキュリティ設計 など
テスト仕様 書・報告書	<ul style="list-style-type: none">・単体、結合、総合及び受入テストのテスト体制、スケジュール、テスト環境及びテスト仕様など。・単体、結合、総合及び受入テストの結果報告書
移行計画書・ 報告書	<ul style="list-style-type: none">・移行実施体制、スケジュール、移行環境、移行方法・システム移行の実施及び評価の報告。
議事録	各会議における議事録

(2) 納品条件

① 納入期限

最終納入期限は、令和4年3月31日とする。

② プログラム及びモジュールの受渡媒体、部数

電子媒体（CD 又は DVD）で2部とする。

③ 設計図書などの文書類の受渡媒体、部数

紙媒体で2部（正本1部、副本1部）、電子媒体（CD 又は DVD）で2部とする。

④ 納品場所

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

⑤ その他

納品に際しては、納品リストを提出すること。

また、納品前に受託者の社内において検査を実施すること。

7 その他特記事項

(1) 著作権

納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手續について、受託者の負担と責任において行うこと。この場合、当該契約の内容については、事前に委託者の承認を得ること。

受託者は、本調達において作成する成果物に対し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号 最終改正：令和2年6月12日法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原著作者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡すること。

受託者は、本調達により作成する成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。

委託者は成果物を自由に公表し、または変更することができるものとする。

(2) 契約不適合責任

受託者は、完了検査の合格後であっても、成果物に仕様書と適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、委託者の契約不適合の修正等履行の追完（以下「追完」という。）の請求につき、追完を行うこと。また、追完にかかる費用は受託者の負担とすること。

委託者は、契約不適合（受託者の責めに帰すべき事由により生じたも

のに限る。)により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

委託者は、契約不適合による追完を請求し、また、相当の期間を定めて追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に追完がなされないときは、契約不適合の程度に応じ、受託者へ契約金額の減額を請求することができる。

受託者が上記の追完、損害賠償又は契約金額の減額の債務を負うのは、完了検査の合格後1年以内に委託者から契約不適合を通知された場合に限る。ただし、完了検査時において、受託者が当該契約不適合を知りもしくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が受託者の故意もしくは重過失に起因する場合は、この限りでない。

(3) 機密保持

本仕様書に基づく全ての作業において、委託者が開示した資料等、受託者の知り得た情報を第三者に開示または漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講ずること。なお、第三者に開示する必要がある場合は、事前に委託者と協議の上、承認を得ること。

(4) 立入検査

委託者は、受託者の管理状況について、受託者の事務所等に立入検査を行うことができるものとする。立入検査により本仕様書に違反する事項が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い直ちにこれを是正しなければならない。

(5) 別途協議

本仕様書に定めていない事項については、委託者受託者協議して別に定める。